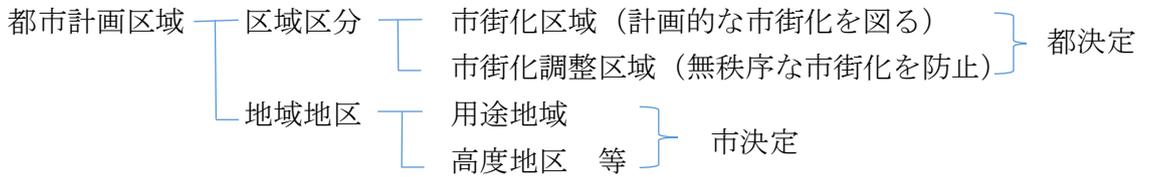


用途地域等一斉見直しについて

1 見直しの概要

○ 都市計画区域とは



○ これまでの一斉見直し



- ・ 都市計画法の改正等により、概ね8年ごとに用途地域を変更してきました。
- ・ 前回の見直しから15年以上が経過し、用途地域の境界根拠としていた地形地物（道路等）の変更が生じているため、一斉見直しを行っています。

2 スケジュール

令和4年度

- 10月 住民説明会
- 12月 東京都へ原案提出

令和5年度

法定手続き（説明会、都協議、縦覧、都市計画審議会）

令和6年度

- 4月頃 都市計画決定・告示